

ユーロ円建転換社債の発行について

2004年3月17日

第 03159号

日本航空システムは本日、ユーロ円建保証付転換社債型新株予約権付社債（転換社債）の発行について、決定しました。

詳細につきましては、添付をご覧ください。

以上

添付：2011年満期ユーロ円建保証付転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ（7枚）

平成 16 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社日本航空システム
代表者名 代表取締役社長・CEO 兼子 勲
(コード番号 9205 東証・大証・名証第 1 部)
問合せ先 資金部長 西松 遙
(TEL. 03-5769-6476)

2011 年満期ユーロ円建保証付転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

～ 統合完成により、「世界のトップエアライングループ」へ ～

当社は、平成 16 年 3 月 17 日開催の取締役会において、2011 年満期ユーロ円建保証付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議致しましたので、その概要につき下記のとおりお知らせ致します。

【背景】

JAL グループは、2002 年 10 月に「株式会社日本航空システム」を持株会社として設立し、日本航空株式会社（JAL）と株式会社日本エアシステム（JAS）との経営統合を行いました。本年 4 月をもって、国際事業を担う「株式会社日本航空インターナショナル」と国内事業を担う「株式会社日本航空ジャパン」に事業再編し、完全統合を致します。

航空業界は、ここ数年、国際テロや SARS 等、通常想定し得ない外部環境要因による影響を受けてまいりましたが、JAL グループとしては、このような経営環境の変化を踏まえ、昨春発表した中期計画を更に深化させた「2004～2006 年度中期経営計画」を策定し、本年 3 月 10 日にこれを発表致しました。

本中期経営計画では、統合の完成により一層強化された競争力と構造改革の継続によって収益性の向上を図り、企業基盤を強化するとともに企業価値を最大限に高めて、「質・量総合して世界のトップエアライングループ」となることを目指しております。

【資金調達目的】

今回の新株予約権付社債発行は、この中期経営計画の前提となる経営統合を円滑かつ迅速に推進し、将来の成長を支えていくために必要な資金の低コストでの調達及び金融収支の改善を目的としております。

更に、新株予約権の行使により株式への転換が進めば株主資本の充実を通じ、財務体質を強化することができます。また、資本の充実が資金調達余力を生み、財務の柔軟性確保にも繋がり、今後更なる発展のための新たな資金投入の機動的な実施が容易になると考えております。

【資金使途】

今回の発行手取金は、主に、機材更新、IT システムの統合、ブランドの統一、子会社再編等の経営統合推進のための投資、及び、既存有利子負債の一部返済に充当する予定です。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

- | | |
|---------------------------|--|
| 1. 社 債 の 名 称 | 株式会社日本航空システム 2011 年満期ユーロ円建保証付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。） |
| 2. 本社債の発行価額 | 本社債額面金額の 100% |
| 3. 本新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 払込期日及び発行日 | 2004 年 4 月 5 日（ロンドン時間） |
| 5. 募集に関する事項 | |
| (1)募集の地域及び方法 | UBS Limited を主幹事引受会社とする幹事引受会社団の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込は条件決定日（東京時間）中に行われるものとする。なお、幹事引受会社には、2004 年 3 月 29 日（東京時間）までに当社に通知することにより本社債額面金額合計額 200 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。 |
| (2)本新株予約権付社債の発行価格（募集価格） | 本社債額面金額の 102.5% |
| 6. 本新株予約権に関する事項 | |
| (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)②記載の転換価額で除した数とする。但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。 |
| (2)発行する本新株予約権の総数 | 80,000 個及び上記 5. (1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額を 1,000,000 円で除した個数並びに本新株予約権付社債券（以下に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を 1,000,000 円で除した個数の合計数 |
| (3)本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額 | <p>①本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社の代表取締役、総合経営企画室担当取締役又は資金部担当取締役が、本新株予約権付社債の発行に係る当社取締役会の授権に基づき、かかる取締役会開催日又はその翌日に、かかる取締役会開催日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 15%以上で、ユーロ市場における市場慣行に従った転換社債型新株予約権付社債のブックビルディング方式により把握される投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。</p> <p>③転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。</p> |

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{発行・処分価額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{1株当たりの時価} \end{array}}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} }$$

- また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。
- (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(3)②記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は上記(3)②記載のとおり決定される額とする。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額
 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (6) 本新株予約権の行使期間
 2004年4月19日から2011年3月11日の営業終了時（行使請求地時間）まで
- 但し、(A)当社が下記7.(5)、(6)、(7)又は(8)のいずれかにより本社債を繰上償還する場合には、償還日の東京における3営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）以降、(B)下記7.(9)により本社債が償還される場合には、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に従って本社債の支払代理人に預託された時以降、又は(C)当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件
 本新株予約権の消却事由は定めない。
- (9) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い
 本新株予約権の行使により交付する株式に対する利益配当金又は(当社の定款変更により可能となった場合には)中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在は3月31日に終了する12ヶ月の期間をいう。但し、当社が中間配当金の支払いを認める定款変更を行い、中間配当金を支払うことになった場合には、3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月の期間をもって、それぞれ配当計算期間とみなす。）の初めに本新株予約権の行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (10) 本代用払込に関する事項 商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。
7. 本社債に関する事項
- (1) 本社債の発行総額 800 億円及び上記 5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額。
- (2) 各本社債の額面金額 1,000,000 円。なお、本新株予約権付社債の発行総額を表章する包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の発行総額相当額。
- (3) 本社債の利率 利息は付さない。
- (4) 満期償還 2011 年 3 月 25 日（償還期限）に本社債額面金額の 100%で償還する。
- (5) 税制変更等による繰上償還 日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく追加額の支払の義務があることを受託会社に了解させ、かつ当社又は保証会社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行うことにより、残存する本社債全部（一部は不可）を本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の 15%を超える場合、本新株予約権付社債の各所持人は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社及び保証会社は当該本社債については当該償還日後かかる追加支払義務を負わず、当該本社債に関する支払は公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。
- (6) 125%コールオプション条項による繰上償還 2006 年 4 月 19 日以降、下記の繰上償還の通知を行う日の東京における 5 営業日前までに終了した 30 連続取引日中のいずれかの 20 取引日以上において、各本社債に付された本新株予約権の行使により本新株予約権付社債の所持人が受け取る当社普通株式の価値の総額が、各本社債の額面金額の 125%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。上記において「当社普通株式の価値の総額」とは、株式会社東京証券取引所における当該取引日の当社普通株式の普通取引の終値を用いて計算された、各本社債に付された本新株予約権の行使により本新株予約権付社債の所持人が受け取る当社普通株式の価値の総額と、当該本新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取金額との合計をいう。
- (7) クリーンアップ条項による繰上償還 残存する本社債の額面金額総額が、下記の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の 15%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (8) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社（以下「完全親会社」という。）の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、一定の条件の下、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し償還日から30日以上60日以内の事前通知を行うことにより、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債全部（一部は不可）を下記の償還価額で繰上償還することができる。

2004年4月5日から2005年3月24日まで	本社債額面金額の106%
2005年3月25日から2006年3月24日まで	本社債額面金額の105%
2006年3月25日から2007年3月24日まで	本社債額面金額の104%
2007年3月25日から2008年3月24日まで	本社債額面金額の103%
2008年3月25日から2009年3月24日まで	本社債額面金額の102%
2009年3月25日から2010年3月24日まで	本社債額面金額の101%
2010年3月25日から2011年3月24日まで	本社債額面金額の100%

- (9) 本新株予約権付社債の所持人による繰上償還請求

本新株予約権付社債の各所持人は、償還日に先立つ30日以上60日以内の期間に所定の償還通知書をその保有する本新株予約権付社債券とともに本社債の支払代理人に預託することにより、当社に対し、2007年3月25日において、その保有する本社債を本社債額面金額の100%で償還することを請求することができる。かかる償還を請求した本新株予約権付社債の各所持人は、当該本社債が償還されると同時に当該本社債に付された本新株予約権を放棄したものとみなす。

- (10) 買入消却

当社及びその子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れることができる。当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、その選択により当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄するものとする。また、当社の子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当該子会社は、その選択により、消却のために当該本新株予約権付社債を当社に交付することができ、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権はかかる交付と同時に放棄される。

- (11) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じ、かつ受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社及び保証会社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の100%で直ちに償還しなければならない。

- (12) 本新株予約権付社債の券面の様式

本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）とする。

- (13) 本社債の担保又は保証

担保なし。保証については本社債の元本及び本新株予約権付社債の要項記載の追加支払の義務等につき日本航空株式会社及び株式会社日本エアシステムが保証する。

- (14) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

8. 上場

本新株予約権付社債をロンドン証券取引所に上場する。

9. その他

本新株予約権付社債の発行に伴い、当社株式に関する安定操作取引は行わない。

以 上

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

[ご参考]

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の発行手取金は、主に、機材更新、ITシステムの統合、ブランドの統一、子会社再編等の経営統合推進のための投資、及び、既存有利子負債の一部返済に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

既存有利子負債の一部返済への充当により、金融収支の改善が見込まれます。また、将来的な株式への転換により、株主資本の充実が図られ、財務体質の強化につながるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主の皆様への利益還元を基本としておりますが、中長期的に企業価値を最大化していくための財務体質強化や収益性改善等への効果も総合的に勘案した上で、利益処分を実施してまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当につきましては、安定的な配当継続を目指しておりますが、上記方針に基づき、経営基盤強化のための内部留保及び業績その他の諸条件を勘案し、総合的に判断をした上で決定いたします。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
1株当たり当期純利益	- 円	- 円	0.01 円
1株当たり配当金	- 円	- 円	4 円
実績配当性向	- %	- %	66,495.6%
株主資本利益率	- %	- %	0.0%
株主資本配当率	- %	- %	2.7%

(注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、決算期末の年間配当総額を株主資本で除した数値であります。

3. 平成14年10月に持株会社として設立されたことから平成13年3月期及び平成14年3月期の数値は記載しておりません。また、平成15年3月期の株主資本の数値は平成15年3月期末の数値を使用しております。

(4) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定なため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始 値	- 円	- 円	367 円	228 円
高 値	- 円	- 円	394 円	366 円
安 値	- 円	- 円	220 円	197 円
終 値	- 円	- 円	229 円	346 円
株価収益率	- 倍	- 倍	38.7 倍	-

(注) 1. 平成16年3月期の株価については、平成16年3月16日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

以 上

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。